



様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 5年 6月 21日

静岡市長 殿

提出者

住所 静岡県静岡市駿河区用宗巴町3番1号

氏名 株式会社巴川製紙所 静岡事業所

総務コンプライアンス統括室長

齊藤 秀彰

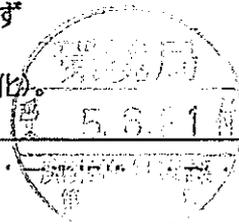
電話番号 054-256-4115

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社巴川製紙所 静岡事業所
事業場の所在地	静岡県静岡市駿河区用宗巴町3番1号
計画期間	令和 5年 4月 1日～令和 6年 3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	パルプ・紙・紙加工品製造業
②事業の規模	19204458千円
③従業員数	320名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none"> *汚泥(有機性:ペーパースラッジ)→自社中間処理(凝集沈殿/濃縮槽/脱水/焼却)→燃え殻は保温材として売却。不良品は処理委託(埋立/混合)。 *汚泥(有機性)→処理委託(脱水、分級、埋立)。 *紙くず→処理委託(破碎後固形燃料化、焼却/埋立)。 *廃プラスチック→処理委託(破碎後固形燃料化、埋立)。 *金属くず→処理委託(破碎後再資源化)。 *廃酸→処理委託(中和・凝集沈殿)。 *廃アルカリ→処理委託(中和、凝集沈殿、焼却)。 *廃油→処理委託(焼却、油水分離後再資源化)。 *ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず→処理委託(破碎後再利用)。 *燃え殻(廃トナー)→処理委託(セメント原料化)。 *木くず→処理委託(破碎後固形燃料化)。



(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項				
(管理体制図)				
最高経営層	:	代表取締役社長		
↓				
マネジメントシステム管理責任者	:	総務コンプライアンス統括室 室長		
↓				
廃棄物担当部門	:	総務コンプライアンス統括室		
↓				
廃棄物管理部会	:	事務局を総務コンプライアンス統括室に置く 事業部・本部単位で廃棄物管理責任者を任命。 毎月、廃棄物の処分実績を報告。		
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
① 現状	【前年度(令和4年度)実績】			
	産業廃棄物の種類	汚泥(有機性)ペーパーラッジ	汚泥(有機性)	紙くず
	排出量	19613.2 t	58.472 t	175.755 t
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず	廃酸
	排出量	301.480 t	12.640 t	11.950 t
	産業廃棄物の種類	廃アクリ	廃油	ガラス・陶磁器くず
	排出量	12.830 t	8.100 t	374.010 t
	産業廃棄物の種類	燃え殻(廃け含む)	木くず	蛍光灯
	排出量	77.400 t	120.410 t	0.910 t
	産業廃棄物の種類	乾電池	安定型混合廃棄物	管理型混合廃棄物
排出量	0.330 t	29.012 t	0.240 t	
(これまでに実施した取組) 廃プラスチック類は分別を徹底し有価引取への強化を図り、前年比で約100 tの削減が達成された。紙屑有価引取先の新規向け先は探索継続中。				
② 計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	汚泥(有機性)	汚泥(有機性)	紙くず
	排出量	45 t	70 t	170 t
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず	廃酸
	排出量	350 t	20 t	15 t
	産業廃棄物の種類	廃アクリ	廃油	ガラス・陶磁器くず
	排出量	15 t	10 t	370 t
	産業廃棄物の種類	燃え殻(廃け含む)	木くず	蛍光灯
	排出量	85 t	130 t	1.0 t
	産業廃棄物の種類	乾電池	安定型混合廃棄物	管理型混合廃棄物
排出量	0.5 t	35 t	0.5 t	
(今後実施する予定の取組) 社内の産業廃棄物に対する意識を高め、分別の強化により有価引取を増加させ産業廃棄物の発生を抑制する。				
産業廃棄物の分別に関する事項				
① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 汚泥、紙くず、廃プラスチック類、金属くず、廃酸、廃アクリ、廃油、ガラス・陶磁器くず、燃え殻(廃け)、木くずはいずれも分別を実施している。			

②計画	<p>(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p> <p>安定型混合廃棄物の更なる分別を進め、プラスチック・金属類は、マテリアルリサイクルにシフトするよう心掛け、紙屑は細分化分別を進め、再利用・サーマルリサイクル・マテリアルリサイクル等、条件の良い取引に応じられるよう準備を整える。</p>
-----	--

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	燃え殻（有機性汚泥の 自社焼却品）	—
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t（有価販売）	—
	（これまでに実施した取組） 焼却工程の安定化により不良品の発生量の削減を図る。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	燃え殻（有機性汚泥の 自社焼却品）	—
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t（有価販売）	—
	（今後実施する予定の取組） 焼却施設の定期的なメンテナンスの実施。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（有機性）	—
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	—
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	—
（これまでに実施した取組） 脱水・焼却後の燃え殻は保温材として売却しており、不良品は埋立処分となるため、不良品の発生を抑えるよう操業の安定化を図る。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（有機性）	—
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	—
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	—
（今後実施する予定の取組） 現状維持及び脱水・焼却設備の設備保全に努める。			
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	—	—
	（これまでに実施した取組） 該当なし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	—	—

(今後実施する予定の取組)
該当なし。

(第4面)

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度(令和4年度)実績】

産業廃棄物の種類	汚泥(有機性)	汚泥(有機性)	紙くず
全処理委託量	10.500 t	47.972 t	175.755 t
優良認定処理業者への処理委託量	10.500 t	47.972 t	175.755 t
再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず	廃酸
全処理委託量	301.480 t	12.640 t	11.950 t
優良認定処理業者への処理委託量	301.480 t	0 t	11.950 t
再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t
産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃油	ガラス・陶磁器くず
全処理委託量	12.830 t	8.100 t	374.010 t
優良認定処理業者への処理委託量	12.830 t	8.100 t	374.010 t
再生利用業者への処理委託量	0 t	6.410 t	0 t
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t
産業廃棄物の種類	燃え殻(廃けー含む)	木くず	蛍光灯
全処理委託量	77.400 t	120.410 t	0.910 t
優良認定処理業者への処理委託量	77.400 t	120.410 t	0.910 t
再生利用業者への処理委託量	0 t	120.410 t	0 t
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t
産業廃棄物の種類	乾電池	安定型混合廃棄物	管理型混合廃棄物
全処理委託量	0.330 t	29.012 t	0.240 t
優良認定処理業者への処理委託量	0.330 t	29.012 t	0.240 t
再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t

(これまでに実施した取組)

処理委託先業者の実地確認の実施。
電子マニフェストの実施。

(第5面)

②計画

【目標】				
産業廃棄物の種類	汚泥(無機性)	汚泥(有機性)	紙くず	
全処理委託量	45 t	75 t	180 t	
優良認定処理業者への処理委託量	45 t	70 t	170 t	
再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t	70 t	
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず	廃酸	
全処理委託量	350 t	20 t	15 t	
優良認定処理業者への処理委託量	350 t	20 t	15 t	
再生利用業者への処理委託量	0 t	20 t	t	
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	
産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃油	ガラス・陶磁器くず*	
全処理委託量	15 t	10 t	370 t	
優良認定処理業者への処理委託量	15 t	10 t	370 t	
再生利用業者への処理委託量	0 t	10 t	0 t	
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	
産業廃棄物の種類	燃え殻(廃け-含む)	木くず	蛍光灯	
全処理委託量	85 t	130 t	1 t	
優良認定処理業者への処理委託量	85 t	130 t	1 t	
再生利用業者への処理委託量	0 t	130 t	0 t	
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	
産業廃棄物の種類	乾電池	安定型混合廃棄物	管理型混合廃棄物	
全処理委託量	0.5 t	35 t	0.5 t	
優良認定処理業者への処理委託量	0.5 t	35 t	0.5 t	
再生利用業者への処理委託量	0.5 t	0 t	0 t	
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	
(今後実施する予定の取組)				
分別の強化による有価物化の促進。				
処理委託業者の探索。				

※事務処理欄	
--------	--

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。